

(2) 審査結果一覧情報 (E821)

審査結果一覧情報は、点検済明細書等情報の下記レコードを対象に審査結果情報を作成する。

また、国保連合会の点検結果を変更するレコードのみを作成対象とする。なお、その場合は、審査結果票情報を国保連合会に提出する必要はない。

<作成方法>

- ・返戻に変更とするデータ分のみを作成する。  
(市町村にて返戻事由コードと返戻事由を設定する)
- ・市町村審査で「エラー」を「正常」とすることはできない。  
(「正常」「警告」データを返戻とすることはできる)
- ・作成対象レコードは以下の通り。

< 審査結果一覧情報作成対象レコード >

項番	審査結果一覧情報作成レコード	入力識別番号
(1)	介護給付費・訓練等給付費等明細書情報(GH, CH以外)	J121
(2)	介護給付費・訓練等給付費等明細書情報(GH, CH)	J131
(3)	特例介護給付費・特例訓練等給付費明細書情報	J221
(4)	サービス利用計画作成費請求書情報	J311
(5)	地域生活支援事業請求明細書情報	L121

<作成例(障害福祉サービス)>

交換情報 識別番号	入力識別 番号	市町村 審査 年月日	返戻 事由	市町村 番号	事業所 番号	受給者 証番号
E821	J121	20080423	SA01	111111	0000000000	0000000001
E821	J121	20080423	SA01	111111	1111111111	0000000001
E821	J311	20080423	SA01	111111	0000000000	0000000001
E821	J131	20080423	SA01	111111	0000000000	0000000002
E821	J221	20080423	SA01	111111	0000000000	0000000003

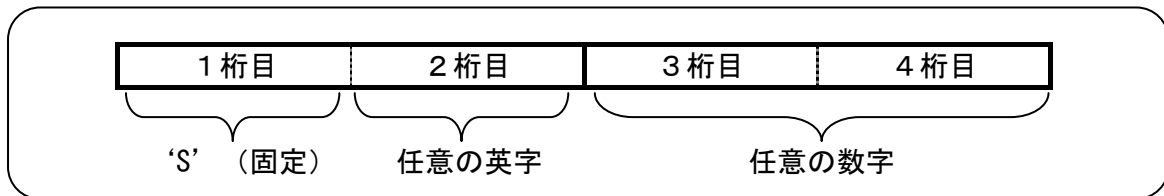
①審査結果一覧情報レコード

項番	項目名	属性 (※Z)	バイト 数	内容	必須入力 (※1)	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	当情報の内容を識別するための番号	◎	※B
2	入力識別番号	英数	4	入力元の交換情報識別番号を設定する	◎	※2
3	受付年月	コード値	6	請求受付年月(西暦年月 YYYYMM)を設定する	◎	※Y
4	市町村審査年月日	コード値	8	市町村審査年月日(西暦年月 YYYYMMDD)を設定する	◎	※Y
5	返戻事由コード	英数	4	市町村が定めた返戻事由コードを設定する	◎	※3
6	返戻事由	漢字	60	市町村が定めた返戻事由コードに対応する返戻事由を設定する	◎	
7	サービス提供年月	コード値	6	サービスを提供した年月(西暦年月 YYYYMM を設定する)	◎	※Y
8	市町村番号	コード値	6	受給者証に記載された市町村番号(チェックジット1桁含む)	◎	※C
9	事業所番号	コード値	10	サービスを提供した事業所番号	◎	※C
10	受給者証番号	英数	10	受給者証に記載されている受給者証番号	◎	※C

※1:必須入力 ◎:必須項目、○:請求内容により必要、△:任意設定、空白:不要

※2:「インタフェース仕様書 市町村編 I. 障害福祉サービス 2.3.2(2)審査結果一覧情報作成対象レコード」参照。

※3:返戻事由コードの構成は下記のとおり。



※B:「インタフェース仕様書 市町村編 I. 障害福祉サービス 2.2 インタフェース一覧」参照。

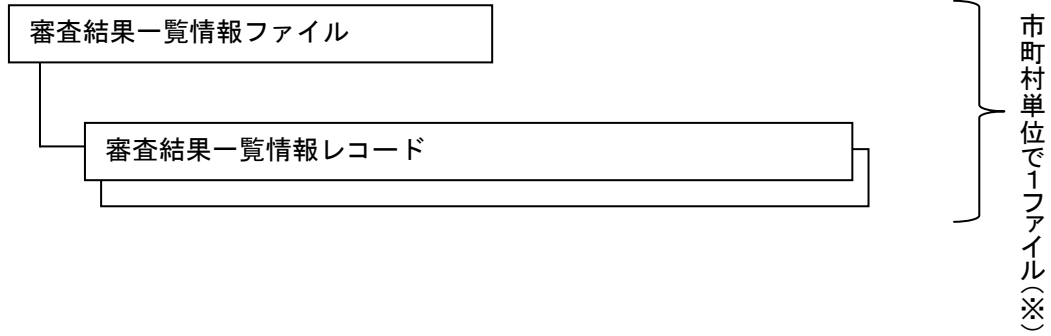
※C:「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。

※Y:「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項」参照。

※Z:「インタフェース仕様書 共通編 1.3 表記法」参照。

## 審査結果一覧情報 ファイル構成図

レコードの編綴(ファイル内の格納順序)



※政令市で受給者証に記載する市町村番号を行政区毎に分けている場合であっても、  
政令市単位で1ファイルとする

### 2. 3. 3 市町村請求情報

#### (1) 障害福祉サービス費等払込請求書 (E9A1) (帳票)

帳票出力情報であるため、項目を記載していません

#### (2) 障害福祉サービス費等払込請求書内訳表 (E9B1) (帳票)

帳票出力情報であるため、項目を記載していません

#### (3) 障害福祉サービス費等支払手数料払込請求書 (E9C1) (帳票)

帳票出力情報であるため、項目を記載していません

#### (4) 障害福祉サービス費等請求額通知書 (E9D1) (PDF)

PDF出力情報であるため、項目を記載していません

#### (5) 障害福祉サービス費等決定請求明細表 (E9E1) (PDF)

PDF出力情報であるため、項目を記載していません

#### (6) 返戻等一覧表 (E9F1) (PDF)

PDF出力情報であるため、項目を記載していません

2. 3. 4 過誤申立書情報 (EA11)

項番	項目名	属性 (※Z)	バイト 数	内容	必須入力 (※1)	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	当情報の内容を識別するための番号	◎	※B
2	申立年月日	コード値	8	過誤申立の申立年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	◎	※Y
3	事業所番号	コード値	10	サービス提供事業所番号を設定する	◎	※C
4	証記載市町村番号	コード値	6	受給者証に記載された市町村番号を設定する	◎	※C
5	受給者証番号	英数	10	受給者証番号を設定する	◎	※C
6	サービス提供年月	コード値	6	過誤申立の対象となるサービス提供年月(西暦年月(YYYYMM))を設定する	◎	※Y
7	申立事由コード	英数	4	過誤申立の事由コードを設定する	◎	※2 ※C

※1: 必須入力 ◎: 必須項目、○: 請求内容により必要、△: 任意設定、空白: 不要

※2: 申立事由コードは、4桁の英数字属性のコードとし、申立情報作成の都度入力を行う。

(1) 過誤申立事由コード構成(上2桁: 様式番号、下2桁: 申立理由番号)は、以下のとおり。

<p>【様式番号】(上2桁)</p> <p>10: 介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)</p> <p>11: 介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第三)</p> <p>20: サービス利用計画作成費請求書(様式第四)</p> <p>30: 特例介護給付費・特例訓練等給付費明細書(様式第六)</p> <p>50: 地域生活支援事業明細書</p>	<p>【申立理由番号】(下2桁)</p> <p>01: 台帳誤り修正による市町村申立の過誤調整</p> <p>02: 請求誤りによる実績取り下げ</p> <p>09: 時効による市町村申立の取り下げ</p> <p>11: 台帳誤り修正による事業所申立の実績取り下げ</p> <p>32: 提供実績記録票誤りによる実績の取り下げ</p> <p>33: 上限の誤りによる実績取り下げ</p> <p>90: その他の事由による台帳過誤</p> <p>99: その他の事由による実績の取り下げ</p>
--	--

(2) 明細書を過誤とした場合は、サービス提供実績記録票および処遇改善助成金も過誤とする。

(3) 利用者負担上限額管理結果票は過誤対象ではなく、事業所インタフェースで修正/取消を行う。

(4) 請求支払額確定後の利用者負担上限額管理結果票の修正はエラーとなるが、利用者負担上限額管理結果票を修正する場合は、過誤申立を行い、請求明細書と利用者負担上限額管理票を再度提出する。

※B: 「インタフェース仕様書 市町村編 I. 障害福祉サービス 2.2 インタフェース一覧」参照。

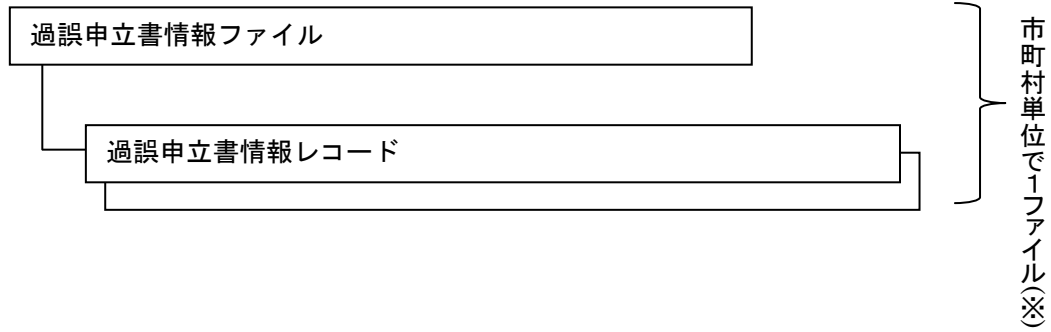
※C: 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。

※Y: 「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項」参照。

※Z: 「インタフェース仕様書 共通編 1.3 表記法」参照。

## 過誤申立書情報 ファイル構成図

レコードの編綴(ファイル内の格納順序)



※政令市で受給者証に記載する市町村番号を行政区毎に分けている場合であっても、  
政令市単位で1ファイルとする

### 2. 3. 5 過誤決定通知書 (EBA1) (PDF)

PDF出力情報であるため、項目を記載していません

## 2. 3. 6 取込エラーリスト

### (1) 審査結果票情報取込エラーリスト (EEA1) (PDF)

PDF出力情報であるため、項目を記載していません

### (2) 審査結果一覧情報取込エラーリスト (EEB1) (PDF)

PDF出力情報であるため、項目を記載していません

### (3) 過誤申立書情報取込エラーリスト (EEC1) (PDF)

PDF出力情報であるため、項目を記載していません

## 2. 3. 7 受付点検エラーリスト

### (1) 審査結果票情報受付点検エラーリスト (EFA1) (PDF)

PDF出力情報であるため、項目を記載していません

### (2) 審査結果一覧情報受付点検エラーリスト (EFB1) (PDF)

PDF出力情報であるため、項目を記載していません

### (3) 過誤申立書情報受付点検エラーリスト (EFC1) (PDF)

PDF出力情報であるため、項目を記載していません

- Ⅱ. 障害児施設給付
- 1 台帳管理業務

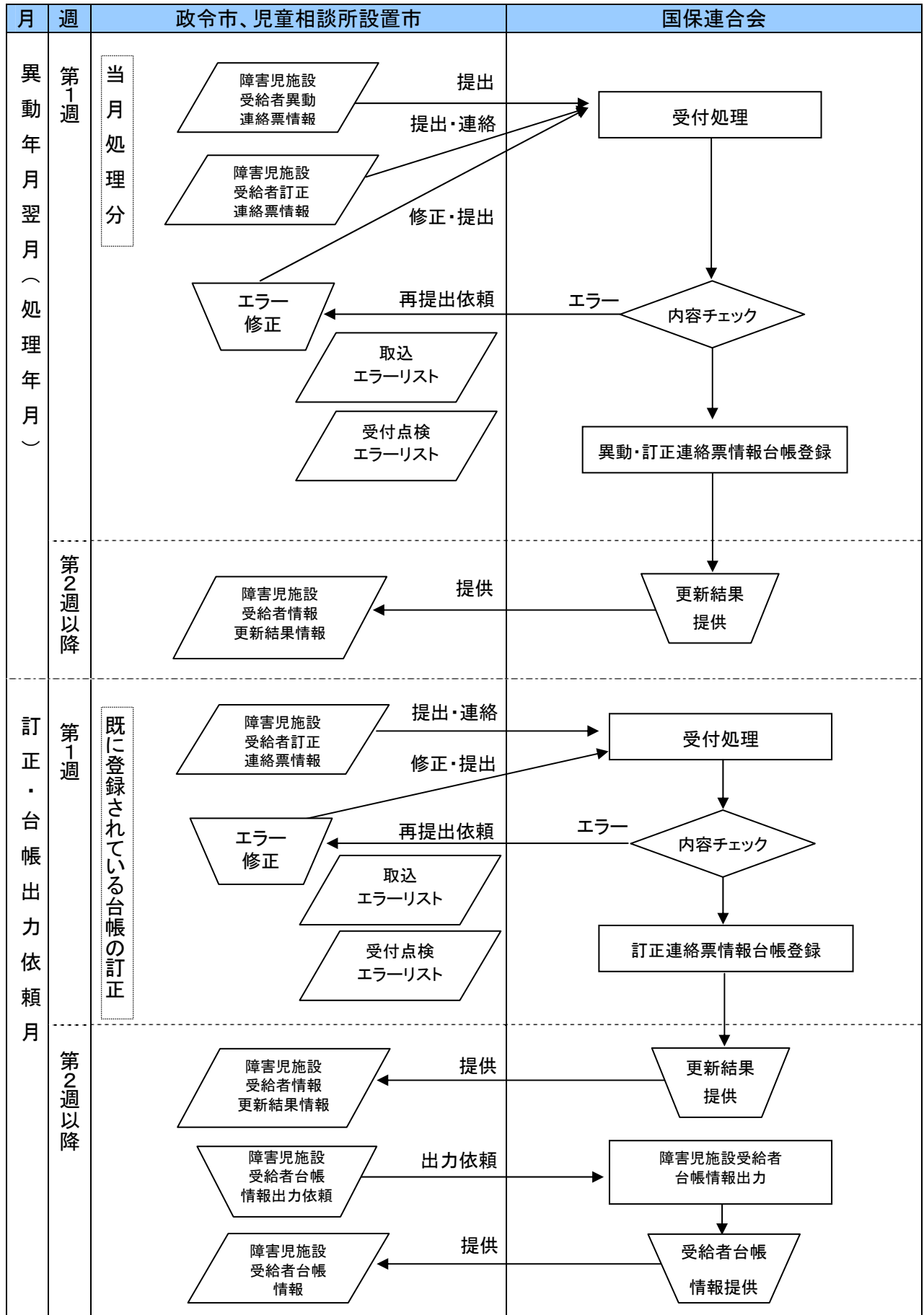


1. 1 受け渡し概要図

1. 1. 1 障害児施設受給者情報受け渡し概要

政令市、児童相談所設置市	国保連合会
<p>1. 政令市、児童相談所設置市は、障害児施設受給者の情報に異動が発生した場合、国保連合会に障害児施設受給者異動連絡票情報(基本情報・支給決定情報)を提出する。 なお、当月提出分の異動連絡票情報に訂正がある場合は国保連合会に連絡の上、障害児受給者訂正連絡票情報(基本情報・支給決定情報)を提出する。</p> <p>3. 政令市、児童相談所設置市は、エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなるまで繰り返す)</p>	<p>2. 国保連合会は、受け付けた障害児施設受給者異動連絡票情報について内容のチェックを行い、エラーを発見した場合は取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、政令市、児童相談所設置市に再提出を依頼する。</p> <p>4. 異動・訂正連絡票情報により、台帳を更新した結果を政令市、児童相談所設置市に提供する。</p>
<p>5. 政令市、児童相談所設置市は、障害児施設受給者台帳の誤りを発見した場合、国保連合会に連絡の上、障害児施設受給者訂正連絡票情報を提出する。なお、当該訂正が給付実績に影響がある場合には、過誤申立書情報も提出する。</p> <p>7. 政令市、児童相談所設置市は、エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなるまで繰り返す)</p> <p>9. 政令市、児童相談所設置市は、国保連合会が保有している障害児施設受給者情報の出力を依頼する。 なお、出力を依頼する時期は、当月処理分の異動連絡票情報を含まないのであれば、第1週とすることも可能。</p>	<p>6. 国保連合会は受け付けた障害児施設受給者訂正連絡票情報を基に受給者台帳の内容を更新する。その際、エラーを発見した場合は取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、政令市、児童相談所設置市に再提出を依頼する。</p> <p>8. 障害児施設受給者訂正連絡票情報により、台帳を更新した結果を政令市、児童相談所設置市に提供する。</p> <p>10. 政令市、児童相談所設置市からの出力依頼により、障害児施設受給者台帳の内容を出力し、提供する。</p>
<p>備考</p>	

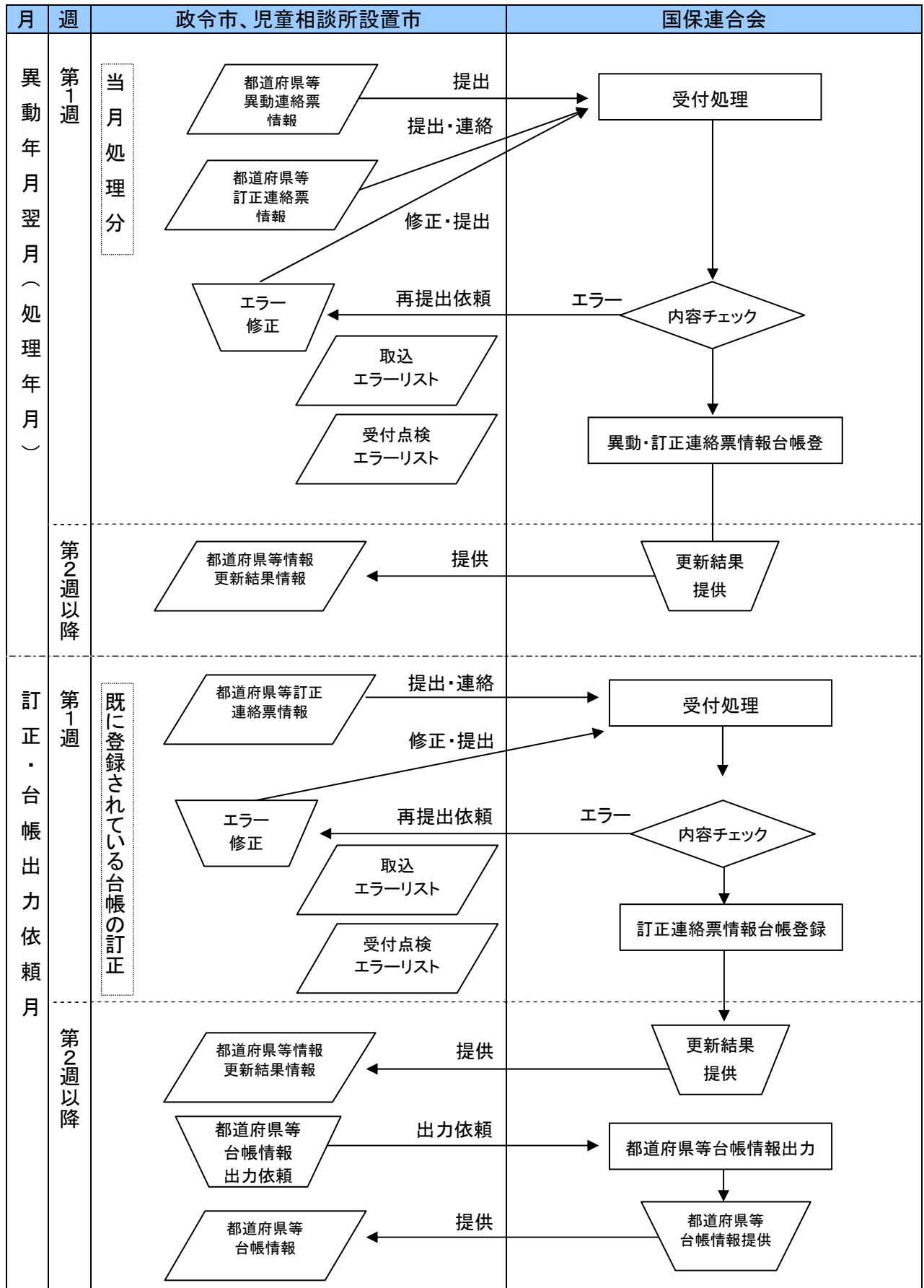
障害児施設受給者情報受け渡し概要図



1. 1. 2 都道府県等情報受け渡し概要

政令市、児童相談所設置市	国保連合会
<p>1. 政令市、児童相談所設置市は、政令市等の台帳情報に異動が発生した場合、国保連合会に都道府県等異動連絡票情報(基本情報・独自助成情報)を提出する。(※1)          なお、当月提出分の異動連絡票情報に訂正がある場合は国保連合会に連絡の上、都道府県等訂正連絡票情報(基本情報・独自助成情報)を提出する。</p> <p>3. 政令市、児童相談所設置市は、エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなるまで繰り返す)</p>	<p>2. 国保連合会は、受け付けた都道府県等異動連絡票情報等について内容のチェックを行い、エラーを発見した場合は取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、政令市、児童相談所設置市に再提出を依頼する。</p> <p>4. 異動・訂正連絡票情報により、台帳を更新した結果を政令市、児童相談所設置市に提供する。</p>
<p>5. 政令市、児童相談所設置市は、政令市等台帳の誤りを発見した場合、国保連合会に連絡の上、都道府県等訂正連絡票情報を提出する。なお、当該訂正が給付実績に影響がある場合には、過誤申立書情報も提出する。</p> <p>7. 政令市、児童相談所設置市は、エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなるまで繰り返す)</p> <p>9. 政令市、児童相談所設置市は、国保連合会が保有している都道府県等台帳情報の出力を依頼する。なお、出力を依頼する時期は、当月処理分の異動連絡票情報を含まないのであれば、第1週とすることも可能。</p>	<p>6. 国保連合会は受け付けた都道府県等訂正連絡票情報を基に政令市等台帳の内容を更新する。その際、エラーを発見した場合は取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、政令市、児童相談所設置市に再提出を依頼する。</p> <p>8. 都道府県等訂正連絡票情報により、台帳を更新した結果を政令市、児童相談所設置市に提供する。</p> <p>10. 政令市、児童相談所設置市からの出力依頼により、都道府県等台帳の内容を出力し、提供する。</p>
<p>備考          ※1. 政令市、児童相談所設置市で独自助成を行っている場合は、都道府県等異動連絡票情報(独自助成情報)も併せて提出する。</p>	

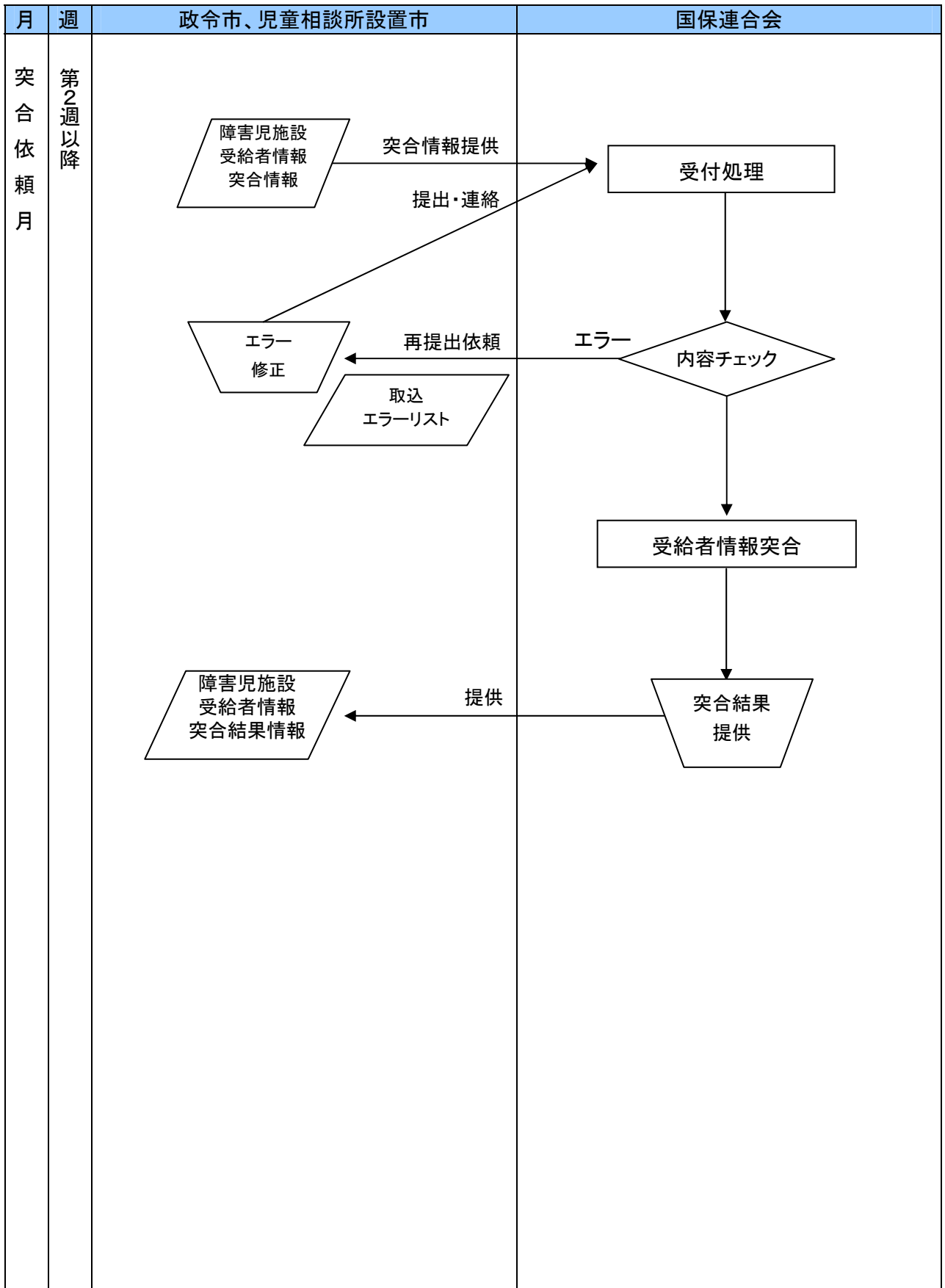
都道府県等情報受け渡し概要図



1. 1. 3 障害児施設受給者情報突合情報受け渡し概要

政令市、児童相談所設置市	国保連合会
<p>1. 政令市、児童相談所設置市は、障害児施設受給者の情報を提出し、国保連合会保有の障害児施設受給者台帳との突合を依頼する。</p> <p>3. 政令市、児童相談所設置市は、エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する。 (以降、エラーが無くなるまで繰り返す)</p> <p>6. 政令市、児童相談所設置市は突合の結果を確認し、国保連合会から提供された障害児施設受給者情報突合結果を基に、必要に応じて障害児施設受給者異動連絡票情報又は障害児施設受給者訂正連絡票情報を作成し、国保連合会に提出する。</p>	<p>2. 国保連合会は、受け付けた障害児施設受給者情報突合情報について内容のチェックを行い、エラーを発見した場合は取込エラーリストを提供し、政令市、児童相談所設置市に再提出を依頼する。</p> <p>4. 内容をチェックした障害児施設受給者情報突合情報と、国保連合会保有の障害児施設受給者台帳を突合する。</p> <p>5. 障害児施設受給者情報突合により、突合した結果を政令市、児童相談所設置市に提供する。</p>
<p><b>備考</b></p> <p>1. 突合情報の交換は月次の業務ではなく、国保連合会と調整の上、突合処理の時期を決定する。</p> <p>2. 突合によってエラーを発見し、国保連合会の障害児施設受給者台帳に誤りがある場合、政令市、児童相談所設置市は異動連絡票情報もしくは訂正連絡票情報を国保連合会に提出する。</p>	

障害児施設受給者情報突合情報受け渡し概要図



## 1. 2 インタフェース一覧

### 1. 2. 1 異動情報（入力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	B111	障害児施設受給者異動連絡票情報（基本情報）	障害児施設受給者の新規登録及び変更時に作成する情報（利用者負担上限額、各種減免等の基本情報）	政令市等 → 国保連合会	月次	伝送
(2)	B121	障害児施設受給者異動連絡票情報（支給決定情報）	障害児施設受給者の新規登録及び変更時に作成する情報（受給者の決定サービスや支給期間等の支給決定内容の情報）	政令市等 → 国保連合会	月次	伝送
(3)	B161	都道府県等異動連絡票情報（基本情報）	政令市、児童相談所設置市の新規登録・廃止、所在地・連絡先等の変更時に作成する情報	政令市等 → 国保連合会	変更時	伝送
(4)	B171	都道府県等異動連絡票情報（独自助成情報）	政令市、児童相談所設置市の独自助成の新規登録及び変更時に作成する情報	政令市等 → 国保連合会	変更時	伝送

### 1. 2. 2 訂正情報（入力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	B211	障害児施設受給者訂正連絡票情報（基本情報）	国保連合会へ登録済みの障害児施設受給者情報に対する訂正情報（利用者負担上限額、各種減免等の基本情報）	政令市等 → 国保連合会	訂正時	伝送
(2)	B221	障害児施設受給者訂正連絡票情報（支給決定情報）	国保連合会へ登録済みの障害児施設受給者情報に対する訂正情報（受給者の決定サービスや支給期間等の支給決定内容の情報）	政令市等 → 国保連合会	訂正時	伝送
(3)	B261	都道府県等訂正連絡票情報（基本情報）	国保連合会へ登録済みの政令市等の情報（基本情報）に対する訂正情報	政令市等 → 国保連合会	訂正時	伝送
(4)	B271	都道府県等訂正連絡票情報（独自助成情報）	国保連合会へ登録済みの政令市等の情報（独自助成情報）に対する訂正情報	政令市等 → 国保連合会	訂正時	伝送

### 1. 2. 3 更新結果情報（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	B311	障害児施設受給者情報更新結果情報（基本情報）	障害児施設受給者異動（訂正）情報の更新結果情報（障害程度区分や利用者負担上限額、各種減免等の基本情報）	国保連合会 → 政令市等	月次	伝送
(2)	B321	障害児施設受給者情報更新結果情報（支給決定情報）	障害児施設受給者異動（訂正）情報の更新結果情報（受給者の決定サービスや支給期間等の支給決定内容の情報）	国保連合会 → 政令市等	月次	伝送
(3)	B361	都道府県等情報更新結果情報（基本情報）	都道府県等異動（訂正）連絡票情報（基本情報）の更新結果情報	国保連合会 → 政令市等	変更時	伝送
(4)	B371	都道府県等情報更新結果情報（独自助成情報）	都道府県等異動（訂正）連絡票情報（独自助成情報）の更新結果情報	国保連合会 → 政令市等	変更時	伝送

### 1. 2. 4 国保連合会台帳情報（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	B411	障害児施設受給者台帳情報（基本情報）	国保連合会保有の障害児施設受給者台帳情報（基本情報）	国保連合会 → 政令市等	依頼時	伝送
(2)	B421	障害児施設受給者台帳情報（支給決定情報）	国保連合会保有の障害児施設受給者台帳情報（支給決定情報）	国保連合会 → 政令市等	依頼時	伝送
(3)	B461	都道府県等台帳情報（基本情報）	国保連合会保有の政令市等の台帳情報（基本情報）	国保連合会 → 政令市等	依頼時	伝送
(4)	B471	都道府県等台帳情報（独自助成情報）	国保連合会保有の政令市等の台帳情報（独自助成情報）	国保連合会 → 政令市等	依頼時	伝送

### 1. 2. 5 受給者情報突合情報（入力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	B511	障害児施設受給者情報突合情報（基本情報）	国保連合会保有の障害児施設受給者台帳情報との突合用障害児施設受給者情報（基本情報）	政令市等 → 国保連合会	依頼時	伝送
(2)	B521	障害児施設受給者情報突合情報（支給決定情報）	国保連合会保有の障害児施設受給者台帳情報との突合用障害児施設受給者情報（支給決定情報）	政令市等 → 国保連合会	依頼時	伝送



### 1. 2. 6 受給者情報突合結果情報（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	B611	障害児施設受給者情報突合結果情報（基本情報）	障害児施設受給者情報の突合結果情報（基本情報）	国保連合会 → 政令市等	依頼時	伝送
(2)	B621	障害児施設受給者情報突合結果情報（支給決定情報）	障害児施設受給者情報の突合結果情報（支給決定情報）	国保連合会 → 政令市等	依頼時	伝送

### 1. 2. 7 取込エラーリスト（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	BCA1	障害児施設受給者台帳取込エラーリスト	障害児施設受給者異動・訂正連絡票情報（基本情報・支給決定情報）取込時のエラーリスト	国保連合会 → 政令市等	月次	PDF
(2)	BCB1	都道府県等台帳取込エラーリスト	都道府県等異動・訂正連絡票情報（基本情報・独自助成情報）取込時のエラーリスト	国保連合会 → 政令市等	変更時	PDF
(3)	BCD1	障害児施設受給者情報突合情報取込エラーリスト	障害児施設受給者情報突合情報（基本情報・支給決定情報）取込時のエラーリスト	国保連合会 → 政令市等	依頼時	PDF

### 1. 2. 8 受付点検エラーリスト（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	BDA1	障害児施設受給者台帳受付点検エラーリスト（基本情報）	障害児施設受給者異動・訂正連絡票情報（基本情報）受付点検時のエラーリスト	国保連合会 → 政令市等	月次	PDF
(2)	BDB1	障害児施設受給者台帳受付点検エラーリスト（支給決定情報）	障害児施設受給者異動・訂正連絡票情報（支給決定情報）受付点検時のエラーリスト	国保連合会 → 政令市等	月次	PDF
(3)	BDC1	都道府県等台帳受付点検エラーリスト（基本情報）	都道府県等異動・訂正連絡票情報（基本情報）受付点検時のエラーリスト	国保連合会 → 政令市等	変更時	PDF
(4)	BDD1	都道府県等台帳受付点検エラーリスト（独自助成情報）	都道府県等異動・訂正連絡票情報（独自助成情報）受付点検時のエラーリスト	国保連合会 → 政令市等	変更時	PDF

### 1. 3 項目説明

障害児施設給付に関するインタフェースの項目説明は、インタフェース仕様書都道府県編を参照。

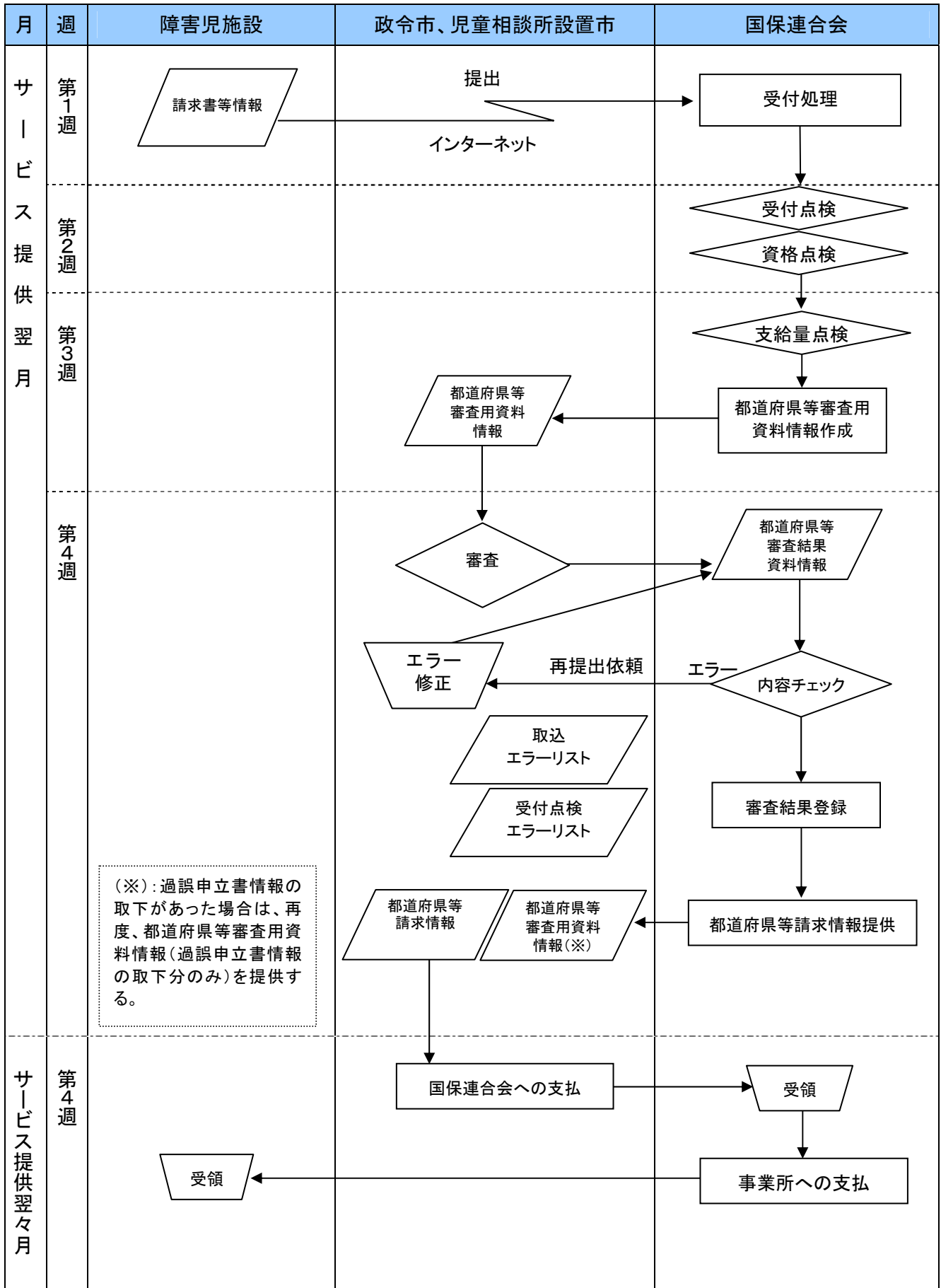
## 2 支払業務

2. 1 受け渡し概要図

2. 1. 1 都道府県等審査用資料情報・都道府県等審査結果資料情報・都道府県等請求情報  
受け渡し概要

障害児施設	政令市、児童相談所設置市	国保連合会
<p>1.国保連合会へ請求書等情報（障害児施設給付費等請求書、障害児施設給付費等明細書、サービス提供実績記録票、利用者負担上限月額管理票（※1））インターネットにて送信する。</p>	<p>3.都道府県等審査用資料を基に審査を行い、都道府県等審査結果情報（※3）を国保連合会へ提出する。</p> <p>5. 政令市、児童相談所設置市は、エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する。（以降、エラーが無くなるまで繰り返す）</p> <p>7. 政令市、児童相談所設置市は都道府県等請求情報を基に、国保連合会への支払を行う。</p>	<p>2.国保連合会は、受け付けた請求書等情報の受付点検・資格点検・支給量点検を実施後、都道府県等審査用資料（※2）を作成し、政令市、児童相談所設置市に提供する。</p> <p>4.国保連合会は、受け付けた都道府県等審査用資料について内容のチェックを行い、エラーを発見した場合は政令市、児童相談所設置市に取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、再提出を依頼する。</p> <p>6. 国保連合会は、受け付けた都道府県等審査結果情報に基づき政令市、児童相談所設置市へ都道府県等請求情報（障害児施設給付費等払込請求書、障害児施設給付費等払込請求書内訳表、障害児施設給付費等支払手数料払込請求書、障害児施設給付費等請求額通知書情報、障害児施設給付費等決定請求明細表情報、返戻等一覧表）を提供する。また過誤申立書情報の取下がった場合は、再度、都道府県等審査用資料情報（過誤申立書情報の取下のみ）を提供する。</p> <p>8.国保連合会は、障害児施設へ支払を行う。</p>
<p><b>備考</b></p> <p>※1：複数の障害児施設よりサービス提供を受けていて、上限額管理者を設定している場合に上限額管理者が提出する。</p> <p>※2：「インタフェース仕様書 市町村編 II. 障害児施設給付 2.2 インタフェース一覧」参照。</p> <p>※3：都道府県等審査結果情報（審査結果票情報、審査結果一覧情報）で審査結果票情報のみを国保連合会に提出した場合、「国保連合会での点検結果通り」として審査結果を登録する。</p>		

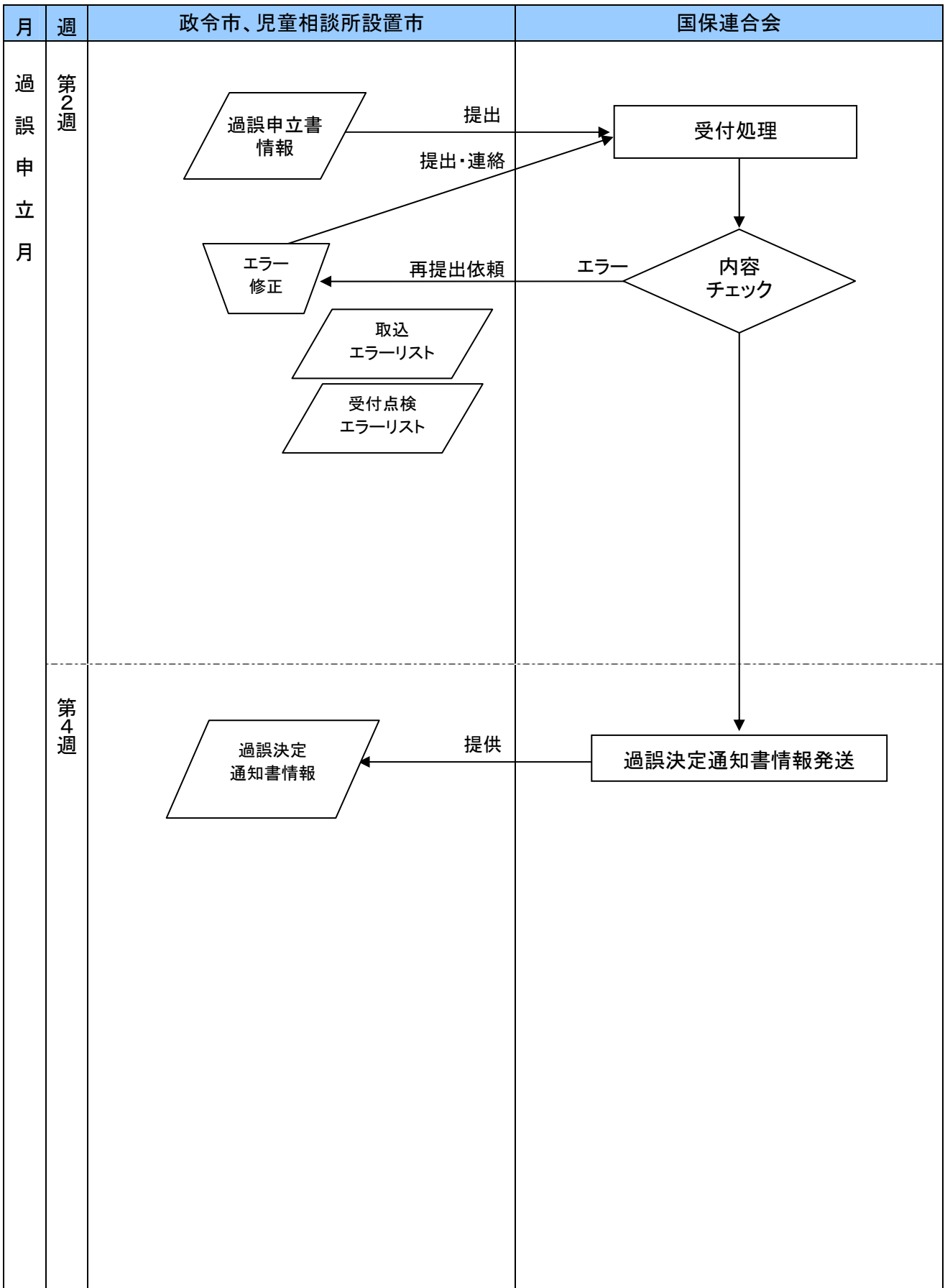
都道府県等審査用資料情報・都道府県等審査結果資料情報・都道府県等請求情報受け渡し概要図



2. 1. 2 過誤情報受け渡し概要

政令市、児童相談所設置市	国保連合会
<p>1.障害児施設から過誤申立の依頼があった場合、または政令市、児童相談所設置市が過誤を発見した場合は、政令市、児童相談所設置市は、過誤申立書情報を国保連合会へ提出する。</p> <p>3.政令市、児童相談所設置市は、エラー内容の修正を行い、国保連合会に翌月(受付期間に間に合えば当月)提出する。</p>	<p>2.国保連合会は、受け付けた過誤申立書情報の内容チェックを実施し、エラーを発見した場合は取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、政令市、児童相談所設置市へ再提出を依頼する。</p> <p>4.過誤申立書情報に基づき過誤調整を行い、政令市、児童相談所設置市へ過誤決定通知書情報を提供する(※1)。</p>
<p>備考            ※1:提出された過誤申立書情報を基にして、当該サービスの情報を給付実績から参照する。</p>	

過誤申立書情報受け渡し概要図



## 2. 2 インタフェース一覧

### 2. 2. 1 都道府県等審査用資料情報（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	B711	事務点検結果票情報	事務点検の結果情報	国保連合会 → 政令市等	月次	伝送
(2)	B721	点検済障害児施設給付費請求書情報	障害児施設から障害児施設給付費の請求を行う際に提出する障害児施設単位の集計情報	国保連合会 → 政令市等	月次	伝送
(3)	B731	点検済明細書等情報	点検結果を付加した明細書等情報	国保連合会 → 政令市等	月次	伝送
(4)	B7A1	事務点検結果票	事務点検の結果	国保連合会 → 政令市等	月次	PDF
(5)	B7B1	エラー一覧表	エラー対象者の一覧表	国保連合会 → 政令市等	月次	PDF
(6)	B7C1	警告一覧表	警告対象者の一覧表	国保連合会 → 政令市等	月次	PDF
(7)	B7D1	支給量オーバーチェックリスト	支給量をオーバー者のリスト	国保連合会 → 政令市等	月次	PDF
(8)	B7E1	請求時効該当確認リスト	請求時効該当確認のリスト	国保連合会 → 政令市等	月次	PDF
(9)	B7F1	時効却下リスト	時効却下のリスト	国保連合会 → 政令市等	月次	PDF

### 2. 2. 2 都道府県等審査結果資料情報（入力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	B811	審査結果票情報	政令市等審査の結果情報	政令市等 → 国保連合会	月次	伝送
(2)	B821	審査一覧情報	明細書単位の審査結果の情報	政令市等 → 国保連合会	月次	伝送

### 2. 2. 3 都道府県等請求情報（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	B9A1	障害児施設給付費等払込請求書	政令市、児童相談所設置市が国保連合会へ納入するための払込請求書	国保連合会 → 政令市等	月次	帳票
(2)	B9B1	障害児施設給付費等払込請求書内訳表	政令市、児童相談所設置市が国保連合会へ納入するための払込請求書の内訳表	国保連合会 → 政令市等	月次	帳票
(3)	B9C1	障害児施設給付費等支払手数料払込請求書	政令市、児童相談所設置市が支払手数料を国保連合会へ納入するための払込請求書	国保連合会 → 政令市等	月次	帳票
(4)	B9D1	障害児施設給付費等請求額通知書	政令市、児童相談所設置市へサービス種類毎の請求決定額を通知するための帳票情報	国保連合会 → 政令市等	月次	PDF
(5)	B9E1	障害児施設給付費等決定請求明細表	政令市、児童相談所設置市へ障害児施設及びサービス種類毎の請求決定額を通知するための帳票情報	国保連合会 → 政令市等	月次	PDF
(6)	B9F1	返戻等一覧表	返戻対象者の一覧表	国保連合会 → 政令市等	月次	PDF

### 2. 2. 4 過誤申立書情報（入力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	BA11	過誤申立書情報	過誤を申し立てるための理由と対象となる給付実績を特定するための情報を記載した情報	政令市等 → 国保連合会	月次	伝送

### 2. 2. 5 過誤決定通知書情報（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	BBA1	過誤決定通知書	政令市、児童相談所設置市へ過誤調整を行った結果を通知するための情報	国保連合会 → 政令市等	月次	PDF

### 2. 2. 6 取込エラーリスト（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	BEA1	審査結果票情報取込エラーリスト	審査結果票情報取込時のエラーリスト	国保連合会 → 政令市等	月次	PDF
(2)	BEB1	審査結果一覧情報取込エラーリスト	審査結果一覧情報取込時のエラーリスト	国保連合会 → 政令市等	月次	PDF
(3)	BEC1	過誤申立書情報取込エラーリスト	過誤申立書情報取込時のエラーリスト	国保連合会 → 政令市等	月次	PDF



## 2. 2. 7 受付点検エラーリスト（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	BFA1	審査結果票情報 受付点検エラーリスト	審査結果票情報受付点検時のエラーリスト	国保連合会 → 政令市等	月次	PDF
(2)	BFB1	審査結果一覧情報 受付点検エラーリスト	審査結果一覧情報受付点検時のエラーリスト	国保連合会 → 政令市等	月次	PDF
(3)	BFC1	過誤申立書情報 受付点検エラーリスト	過誤申立書情報受付点検時のエラーリスト	国保連合会 → 政令市等	月次	PDF

## 2. 3 項目説明

障害児施設給付に関するインタフェースの項目説明は、インタフェース仕様書都道府県編を参照。

### Ⅲ. 市町村事務共同処理

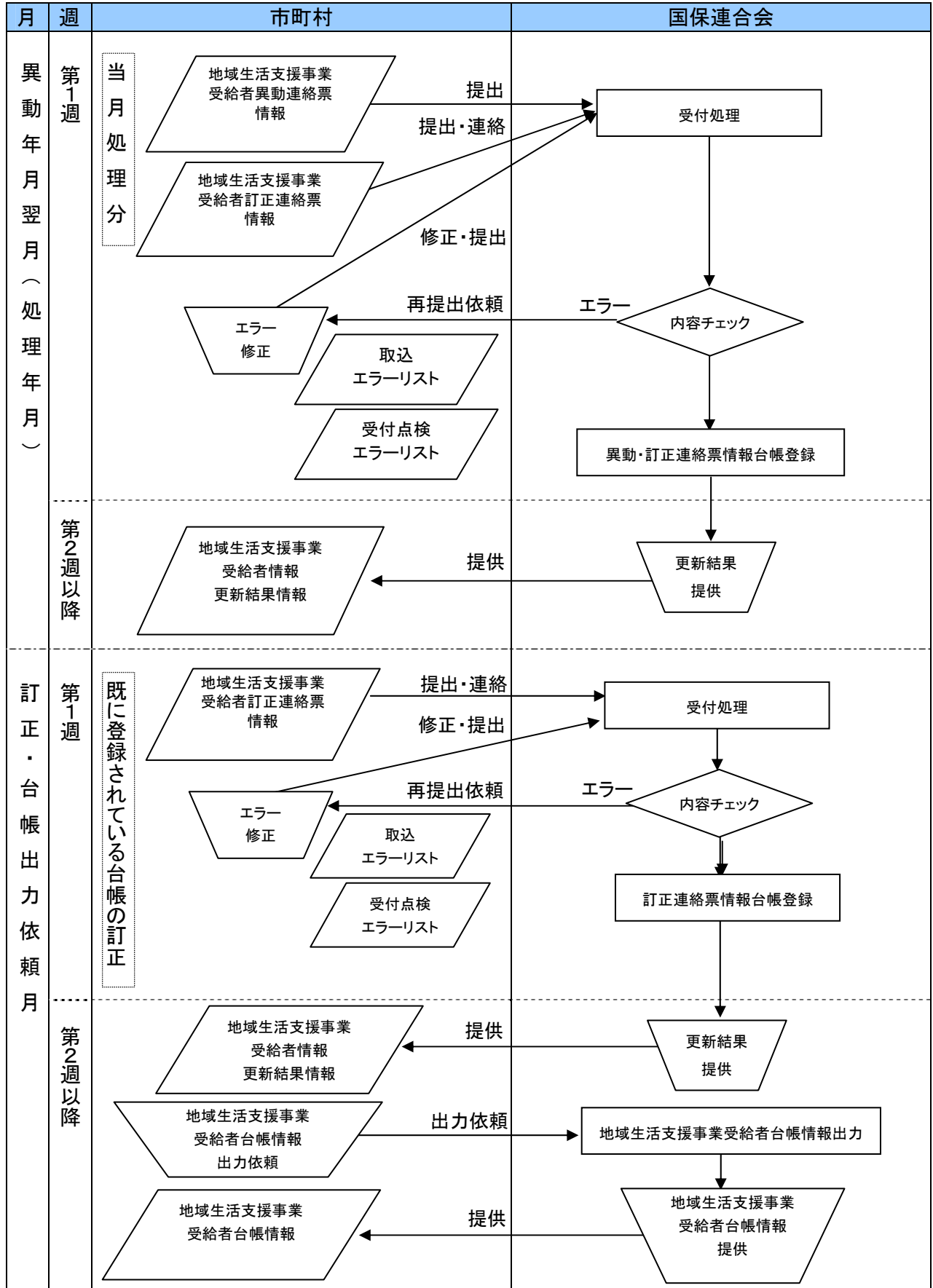
#### 1 台帳管理業務

1. 1 受け渡し概要図

1. 1. 1 地域生活支援事業受給者情報受け渡し概要

市町村	国保連合会
<p>1. 市町村は、地域生活支援事業の受給者情報に異動が発生した場合、国保連合会に地域生活支援事業受給者異動連絡票情報(基本情報・支給決定情報)を提出する。 なお、当月提出分の異動連絡票情報に訂正がある場合は国保連合会に連絡の上、地域生活支援事業受給者情報訂正連絡票情報(基本情報・支給決定情報)を提出する。</p> <p>3. 市町村は、エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなるまで繰り返す)</p>	<p>2. 国保連合会は、受け付けた地域生活支援事業受給者異動連絡票情報等について内容のチェックを行い、エラーを発見した場合は取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、市町村に再提出を依頼する。</p> <p>4. 異動・訂正連絡票情報により、台帳を更新した結果を市町村に提供する。</p>
<p>5. 市町村は、地域生活支援事業受給者台帳の誤りを発見した場合、国保連合会に連絡の上、地域生活支援事業受給者訂正連絡票情報を提出する。なお、当該訂正が給付実績に影響がある場合には、過誤申立書情報も提出する。</p> <p>7. 市町村は、エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなるまで繰り返す)</p> <p>9. 市町村は、国保連合会が保有している地域生活支援事業受給者情報の出力を依頼する。なお、出力を依頼する時期は、当月処理分の異動連絡票情報を含まないのであれば、第1週とすることも可能。</p>	<p>6. 国保連合会は受け付けた地域生活支援事業受給者訂正連絡票情報を基に地域生活支援事業受給者台帳の内容を更新する。その際、エラーを発見した場合は取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、市町村に再提出を依頼する。</p> <p>8. 地域生活支援事業受給者訂正連絡票情報により、台帳を更新した結果を市町村に提供する。</p> <p>10. 市町村からの出力依頼により、地域生活支援事業受給者台帳の内容を出力し、提供する。</p>
備考	

地域生活支援事業受給者情報受け渡し概要図



1. 1. 2 高額障害福祉サービス費世帯等情報・高額障害児施設給付費世帯等情報受け渡し概要

市町村	国保連合会
<p>1. 市町村は、高額障害福祉サービス費・高額障害児施設給付費の算定に必要な世帯等情報に異動が発生した場合、国保連合会に高額障害福祉サービス費世帯等異動連絡票情報・高額障害児施設給付費世帯等異動連絡票情報を提出する。</p> <p>なお、当月提出分の異動連絡票情報に訂正がある場合は国保連合会に連絡の上、高額障害福祉サービス費世帯等訂正連絡票情報・高額障害児施設給付費世帯等訂正連絡票情報を提出する。</p> <p>3. 市町村は、エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなるまで繰り返す)</p>	<p>2. 国保連合会は、受け付けた高額障害福祉サービス費世帯等異動連絡票情報・高額障害児施設給付費世帯等異動連絡票情報等について内容のチェックを行い、エラーを発見した場合は取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、市町村に再提出を依頼する。</p> <p>4. 異動・訂正連絡票情報により、台帳を更新した結果を市町村に提供する。</p>
<p>5. 市町村は、高額障害福祉サービス費・高額障害児施設給付費の算定に必要な世帯等情報に誤りを発見した場合、国保連合会に連絡の上、高額障害福祉サービス費世帯等訂正連絡票情報・高額障害児施設給付費世帯等訂正連絡票情報を提出する。</p> <p>7. 市町村は、エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなるまで繰り返す)</p> <p>9. 市町村は、国保連合会が保有している世帯等台帳情報の出力を依頼する。</p> <p>なお、出力を依頼する時期は、当月処理分の異動連絡票情報を含まないのであれば、第1週とすることも可能。</p>	<p>6. 国保連合会は受け付けた高額障害福祉サービス費世帯等訂正連絡票情報・高額障害児施設給付費世帯等訂正連絡票情報を基に台帳の内容を更新する。その際、エラーを発見した場合は取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、市町村に再提出を依頼する。</p> <p>8. 高額障害福祉サービス費世帯等訂正連絡票情報・高額障害児施設給付費世帯等訂正連絡票情報により、台帳を更新した結果を市町村に提供する。</p> <p>10. 市町村からの出力依頼により、高額障害福祉サービス費世帯等台帳情報・高額障害児施設給付費世帯等台帳情報の内容を出力し、提供する。</p>
<p>備考</p>	

高額障害福祉サービス費世帯等情報・高額障害児施設給付費世帯等異情報受け渡し概要図

下記内容は、高額障害福祉サービス費世帯等情報での説明である。

